

# 介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) の実施について

平成29年2月21日  
東温市 長寿介護課

# 本日の内容

- 1 総合事業の概要について
- 2 介護予防ケアマネジメント  
相談から利用までの流れ
- 3 事業者指定基準等について
- 4 国保連合会の審査支払いと請求方法  
について

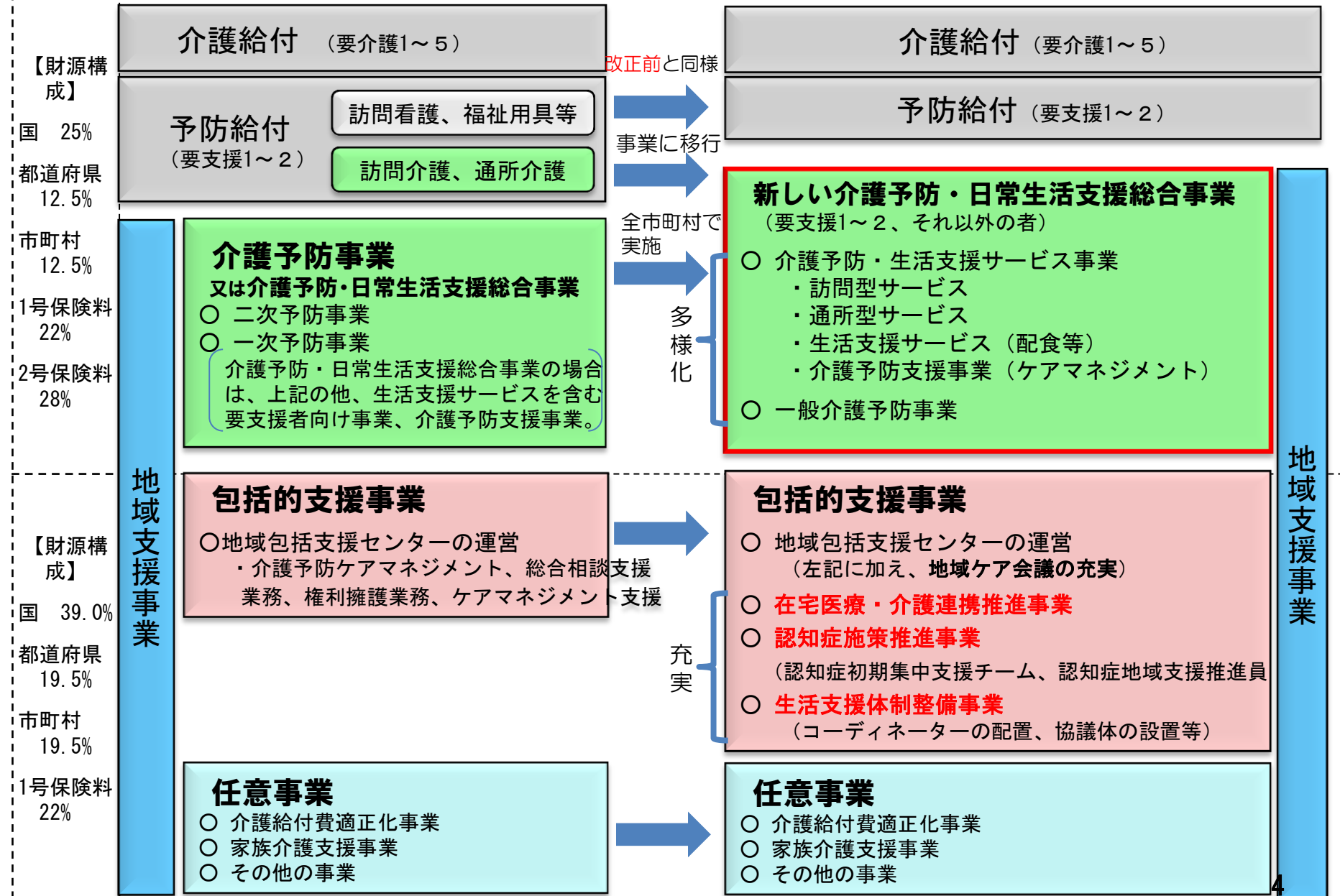
# 1 総合事業の概要について

# 地域支援事業の全体像

<改正前>

介護保険制度

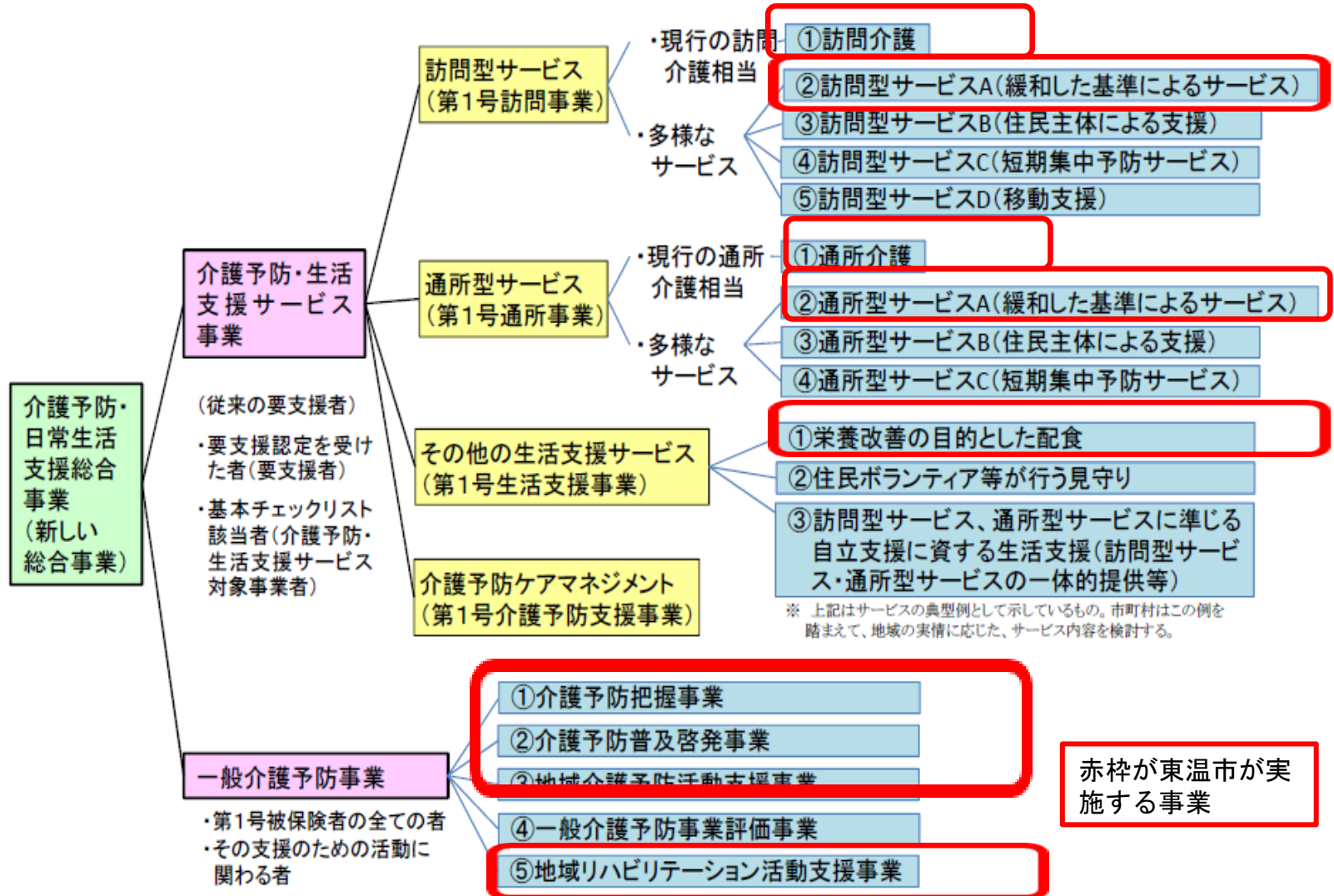
<改正後>



地域支援事業

地域支援事業

# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



# サービス事業の内容

区 分		事 業
訪問型サービス	現行の訪問介護相当	介護予防訪問介護相当サービス
	多様なサービス	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
通所型サービス	現行の通所介護相当	介護予防通所介護相当サービス
	多様なサービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
その他の生活支援サービス		栄養改善・見守り配食事業
介護予防ケアマネジメント		ケアマネジメントA

# 訪問型サービスの概要①

	現行相当		多様なサービス	
サービス種類	①介護予防訪問介護相当サービス		②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護が必要な人</li> <li>・専門職による支援が必要な人</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活援助が必要な人で、身体介護が不要な人</li> <li>・状態が安定しており、必ずしも専門的な支援を必要としない人</li> </ul>	
サービス内容	ホームヘルパー（有資格者）が訪問し、身体介護や生活援助を行う		ホームヘルパー等（市の研修受講者含む）が訪問し生活援助サービスを提供する	
	●身体介護 入浴介助など		●生活援助 掃除、買い物、ゴミ出しなど	
	●生活援助 掃除、買い物、調理など			
実施主体	介護保険事業者（事業者指定）		介護保険事業者、民間事業者 等 (事業者指定)	
報酬	週1回程度（事業対象者、要支援1、要支援2）	1, 168単位	週1回程度（事業対象者、要支援1、要支援2）	947単位
	週2回程度（事業対象者、要支援1、要支援2）	2, 335単位	週2回程度（事業対象者、要支援1、要支援2）	1, 948単位
	週2回を超える程度 (要支援2)	3, 704単位	週2回を超える程度 (要支援2)	3, 089単位

# 訪問型サービスの概要②

	現行相当	多様なサービス
人員基準	<p>●管理者 常勤・専従1人以上</p> <p>※支障がない場合は他の職務、同一敷地内の他の事業所の職務に従事が可能</p> <p>●訪問介護員 常勤換算2.5人以上</p> <p>資格；介護福祉士、介護職員初任者研修終了者等</p> <p>●サービス提供責任者</p> <p>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人1人以上（一部非常勤可）</p> <p>※常勤のサービス提供責任者が3名以上配置し、専従1名いる場合は、利用者50人に1人以上</p> <p>※資格；介護福祉士、実務研修修了者等</p>	<p>●管理者 専従1人以上</p> <p>※支障がない場合は他の職務、同一敷地内の他の事業所の職務に従事が可能</p> <p>●従事者 必要数</p> <p>資格；介護福祉士、介護職員初任者研修終了者、 <b>市指定研修修了者</b></p> <p>●訪問事業責任者</p> <p>従事者のうち必要数</p> <p>資格；従事者に同じ</p>
設備基準	<p>事業の運営に必要な広さを有する専用区画</p> <p>必要な設備、備品</p>	<p>事業の運営に必要な広さを有する専用区画</p> <p>必要な設備、備品</p>
運営基準	<p>（従来の基準と同様）</p> <p>個別サービス計画の作成</p> <p>運営規程等の説明・同意 等</p>	<p>個別サービス計画の作成</p> <p>運営規程等の説明・同意 等</p>



# 市の指定する研修(案)

## 1 内容

- ①介護保険制度
- ②高齢者の尊厳と自立
- ③高齢者のこころとからだ
- ④認知症
- ⑤コミュニケーション技術
- ⑥生活支援技術
- ⑦リスク管理
- ⑧実習

## 2 実施計画

1 コース 15時間程度

年間4クール (5月～12月実施)

募集は、広報、ホームページ、リーフレット等で実施

## 3 費用

無料

## 4 委託先

東温市地域包括支援センター

## 介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、指定訪問介護、指定介護予防訪問介護の一体的運営について

- 上記事業のうち、複数の事業を同じ事業所で一体的に運営している場合、指定訪問介護の基準を満たしているれば、各事業の基準を満たしているともみなされる。
- サービス提供責任者は指定訪問介護の基準の範囲内で訪問型サービスAの責任者を兼務することができる。  
(訪問型サービスAの利用者1人を利用者40人のうちの1人としてカウントする。)
- 訪問型サービスAの従事者としての勤務時間は、指定訪問介護の基準「訪問介護員 常勤換算2.5人以上」の計算に加えることはできない。(訪問介護員が常勤換算で2.5人しかいない事業所は、訪問型サービスAを開始するためには新たに必要な人員を確保する必要がある。)

# 通所型サービスの概要①

	現行相当		多様なサービス	
サービス種類	①介護予防通所介護相当サービス		②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護が必要な人</li> <li>・専門職による体調管理や機能訓練が必要な人</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護が不要な人</li> <li>・状態が安定しており、必ずしも専門的な支援を必要としない人</li> </ul>	
サービス内容	通所介護施設で食事や入浴などの日常生活上の支援や生活機能の維持向上のための機能訓練等を日帰りで提供する		通所介護施設等で日帰りでレクリエーション、食事入浴等を行う	
	●身体介護 入浴、排泄、食事の介助など			
	●機能訓練 個別のリハビリなど			
●レクリエーション等		●レクリエーション等 「活動」の機会を提供		
実施主体	介護保険事業者（事業者指定）		介護保険事業者、民間事業者 等 (事業者指定)	
報酬	事業対象者、要支援1	1, 647単位	事業対象者、要支援1	1, 512単位
	要支援2	3, 377単位	要支援2	3, 100単位

# 通所型サービスの概要②

	現行相当	多様なサービス
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理者 常勤・専従 1 以上</li> </ul> <p>※支障がない場合は他の職務、同一敷地内の他の事業所の職務に従事が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活相談員 専従 1 以上</li> <li>●介護職員</li> </ul> <p>15人まで 専従1人以上 15人以上 専従 利用者5人につき1人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●看護師又は准看護師 専従1以上</li> <li>●機能訓練指導員 1 以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理者 専従 1 以上</li> </ul> <p>※支障がない場合は他の職務、同一敷地内の他の事業所の職務に従事が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●従事者</li> </ul> <p>15人まで 専従1人以上 15人以上 専従 利用者5人につき1人以上</p>
設備基準	<p>食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） 静養室、相談室、事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品</p>	<p>サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品</p>

# 介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスA、指定通所介護、指定介護予防通所介護の一体的運営について

- 上記事業のうち、複数の事業を同じ事業所で一体的に運営している場合、指定通所介護の基準を満たしていれば、各事業の基準を満たしているとみなされる。

## パターン1

通所介護利用者5名＋介護予防通所介護利用者5名＋介護予防通所介護相当サービス利用者3名＋通所型サービスA利用者2名＝15名  
→介護職員1人で可。（通所介護の基準 利用者15名につき1人を満たすため。）

## パターン2

（通所介護利用者10名＋介護予防通所介護利用者5名＋介護予防通所介護相当サービス利用者5名）＋通所型サービスA利用者15名＝35名

→（ ）の合計20名に対して2人、通所型サービスA利用者15名に対して1人の計3人必要。

※（ ）の合計が35名であれば、15名につき1人＋20名（5名につき1人×4人）＝5人必要。

# 利用定員について

- 複数の事業を一体的に運営する場合、それぞれの利用者への処遇に支障がないことが前提であるため、指定通所介護の基準を満たすことが必要。→食堂及び機能訓練室の合計面積は事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要がある。
- 複数の事業を一体的に運営する場合、通所介護、介護予防通所介護、介護予防通所介護相当サービスの利用定員の合計が18人以下の事業所は「地域密着型通所介護」となる。（一体的に実施している通所型サービスの利用定員は含めない。）→定員が18人十数人の指定通所介護事業所は、総定員を変えないまま通所型サービスAを開始すると「地域密着型通所介護」に該当する可能性あり。

# 事業者規模区分の算定

複数の事業を**一体的**に行う場合、

- ・ 介護予防通所介護相当サービスの利用者数は含めて計算する。
- ・ **通所型サービス A の利用者数は含めない。**

# その他の生活支援サービスについて

	栄養改善・見守り配食事業 (その他の生活支援サービス)	参考) 食の自立支援事業 (任意事業)
対象者	サービス事業の対象者で、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにより栄養改善、安否確認が必要と判断された人	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、障害者で、心身の状況により調理が困難な人(栄養改善・見守り配食事業の対象者を除く。)
内容	栄養バランスのとれた調理済みの食事(昼食、夕食 1日2食以内)を訪問により定期的に提供することで健康維持、安否確認、孤独感の解消等を図る。	栄養バランスのとれた調理済みの食事(昼食、夕食 1日2食以内)を訪問により定期的に提供することで健康維持、安否確認、孤独感の解消等を図る。
利用申請	担当介護支援専門員が介護予防ケアプランを添付して申請する。	利用申請書により申請する。申請者の居住地区を担当する民生児童委員の確認印が必要。
利用決定	申請書及び介護予防ケアプランの内容を審査し、決定する。	地域包括支援センター(在宅介護支援センター)職員による訪問調査を実施し、申請書及び調査票の内容を審査して決定する。
利用期間	ケアプランの期間(最長1年間)とし、ケアプランを変更した場合(軽微な変更は除く。)はプランの再提出が必要。	おおむね1年とし、継続の場合は再度訪問調査を実施する。



# 一般介護予防事業について

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、生きがい・役割をもって生活し続けることができる地域づくりを通して介護予防を推進する。

# 介護予防・生活支援サービス事業の対象者

## 「要支援者」に相当する人

- 「要支援1」「要支援2」の認定を受けた人
- 基本チェックリストにより「事業対象者」と判定された人

※状態が安定している人などは、要介護認定を受けなくても基本チェックリストによる対象確認が可能。ただし、初めてサービスの利用を希望する人などは、要介護認定申請を案内する。

※「事業対象者」の有効期間は12か月。更新は有効期間満了日の30日前から。

# 基本チェックリスト

日常生活	1	バスや電車で一人で外出していますか	はい	いいえ		
	2	日用品の買物をしていますか	はい	いいえ		
	3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ		
	4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ		
	5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ		
運動機能	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ	運動機能 3項目以上	
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ		
	8	15分くらい続けて歩いていますか	はい	いいえ		
	9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ		
	10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ		
栄養状態	11	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ	栄養状態 2項目	1～20のうち 10項目以上
	12	BMIが18.5未満である あなたのBMI=体重( )kg÷身長( )m÷身長( )m	はい	いいえ		
口腔機能	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ	口腔機能 2項目以上	
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ		
	15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ		
閉じこもり	16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ	閉じこもり 16に該当	
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ		
物忘れ	18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ	物忘れ 1項目以上	
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ		
	20	今日が何月何日か分からないときがありますか	はい	いいえ		
こころの健康	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ	こころの健康 2項目以上	
	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ		
	23	(ここ2週間)以前は楽にできたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ		
	24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だとは思えない	はい	いいえ		
	25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ		

# 予防給付からサービス事業への移行

	H29			H30													
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
				総合事業開始									完全実施				
認定期間 H29.3.31まで	▼認定更新 予防給付			▼認定更新 総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)									▼認定更新 総合事業				
認定期間 H29.8.31まで	▼認定更新 予防給付			▼認定更新 総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)													
認定期間 H30.3.31まで				▼認定更新 予防給付									▼認定更新 総合事業				
新規要支援				▼新規認定 総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)													
認定更新 要介護⇒要支援	▼認定更新 介護給付			▼認定更新 総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)													

## 2 介護予防ケアマネジメントについて

### 相談からサービス利用までの流れ

# 相談からサービス利用までの流れ

介護予防に取り組みたい方、日常生活の支援を受けたい方

担当ケアマネジャー、東温市地域包括支援センター、在宅介護支援センター、東温市長寿介護課にご相談ください

相談受付票により年齢、希望するサービス、心身の状況等を確認します

- ① 40～64歳の方（特定疾病が原因）
- ② 初めてサービス利用を希望する方
- ③ 訪問・通所のサービスを、目安として概ね週2回以上必要とする方
- ④ 予防給付・介護給付のサービスを必要とする方

更新の時期に65歳以上で、介護予防訪問介護（週1～2回程度）、介護予防通所介護（週1回程度）のみを利用しており、今後も同程度のサービスを必要とする方

要介護（要支援）認定申請

介護予防・生活支援サービス事業対象者確認申請  
（基本チェックリストによる確認）

要介護  
1～5

要支援  
1・2

非該当

事業対象者  
（生活機能の低下  
がみられる人）

非該当

居宅介護支援  
（ケアプラン）

介護予防支援  
（介護予防ケアプラン）

介護予防ケアマネジメント

介護サービス  
（介護給付）を利用

介護予防サービス  
（予防給付）を利用

介護予防・生活支援  
サービス事業を利用

一般介護予防事業を  
利用  
※65歳以上のすべての

# 基本チェックリストと要介護（要支援）認定の振り分け

区 分		要支援 1 相当の訪問型サービス（週 2 回程度）、通所型サービス（週 1 回程度）のみを必要とする人	左記以外の人 （目安の回数以上必要、介護給付・予防給付のサービスも必要 など）
40～64歳 （第2号被保険者）		要介護（要支援）認定	要介護（要支援）認定
新規		要介護（要支援）認定	要介護（要支援）認定
区分変更		要介護（要支援）認定	要介護（要支援）認定
更新	要支援認定者	基本チェックリストにて対象者確認	要介護（要支援）認定
	事業対象者	基本チェックリストにて対象者確認	要介護（要支援）認定
転入者	要支援認定者	前保険者発行の受給資格証明書にて認定の引継ぎ手続きを行う	前保険者発行の受給資格証明書にて認定の引継ぎ手続きを行う
	事業対象者	基本チェックリストにて対象者確認	要介護（要支援）認定

# 相談受付票

確認事項		チェック	手続き
1	サービス利用の希望はないが認定を受けておきたい	<input type="checkbox"/>	なし
2	年齢が40～64歳である（特定疾病が原因）	<input type="checkbox"/>	要介護（要支援）認定申請
3	現在入院中である	<input type="checkbox"/>	
4	主治医から運動の制限（安静）、入浴の制限などの指示を受けている	<input type="checkbox"/>	
5	杖をついたり、歩行器を使用したりしても一人で歩くことができない（車いすを使用している、寝たきりである など）	<input type="checkbox"/>	
6	もの忘れ等により、買物、金銭管理、服薬管理、電話・来客の対応などに支障をきたしている	<input type="checkbox"/>	
7	介護給付の訪問・通所サービスを利用したい（継続したい）	<input type="checkbox"/>	
8	福祉用具を利用したい、住宅改修を利用したい	<input type="checkbox"/>	
9	短期入所を利用したい（継続したい）	<input type="checkbox"/>	
10	施設に入所・入居したい（継続したい）	<input type="checkbox"/>	
11	排泄、食事、入浴など身の回りのことは概ね自分でできるが、訪問による生活支援を週2回以上利用したい（継続したい）	<input type="checkbox"/>	
12	排泄、食事、入浴など身の回りのことは概ね自分でできるが、交流や運動の場（通所）を週2回以上利用したい（継続したい）	<input type="checkbox"/>	
13	排泄、食事、入浴など身の回りのことは概ね自分でできるが、訪問による生活支援を週1回程度利用したい（継続したい）	<input type="checkbox"/>	チェックリスト
14	排泄、食事、入浴など身の回りのことは概ね自分でできるが、交流や運動の場（通所）を週1回程度利用したい（継続したい）	<input type="checkbox"/>	

※2～12に一つでも該当した人は要介護認定申請を案内する。



# 介護予防ケアマネジメント等の届出

区 分	介護予防支援・介護予防 ケアマネジメント依頼 (変更)届出書	居宅サービス計画作成依 頼(変更)届出書
介護給付→予防給付	○	
介護給付→サービス事業	○	
要支援者 予防給付→サービス事業	△※省略可	
要支援者 サービス事業→予防給付	△※省略可	
要支援者→事業対象者	○	
事業対象者→要支援者	○	
介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託 (委託先を変更)	○	
介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事 業所に委託(委託先を変更)	○	
予防給付→介護給付		○
サービス事業→介護給付		○

# 「事業対象者」の被保険者証のイメージ

事業対象者に係る被保険者証の記入のイメージ（平成 27 年 8 月 7 日に窓口相談に来たケース）

(一)		(二)		(三)	
介護保険被保険者証		事業対象者		給付制限	内容
番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 27 年 8 月 7 日		期間
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇 〇-〇	認定の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
フリガナ	〇〇〇 〇〇〇〇	居室サービス等	区分支給限度基準額		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
氏名	〇〇 〇〇	(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	〇〇地域包括支援センター	届出年月日 平成 27 年 8 月 10 日
生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日		種類支給限度基準額	又は地域包括支援センターの名称	届出年月日 平成 年 月 日
性別	男 女				届出年月日 平成 年 月 日
交付年月日	平成 〇〇年 〇月 〇日	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		介護保険施設等	種類
保険者番号並びに保険者の名称及び印	〇 〇 〇 〇 〇 〇				入所等年月日 平成 年 月 日
				名称	退所等年月日 平成 年 月 日
				種類	入所等年月日 平成 年 月 日
				名称	退所等年月日 平成 年 月 日

# 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの類型

類型	介護予防支援	総合事業における介護予防ケアマネジメント		
		ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
利用するサービス	予防給付 ・福祉用具貸与 ・通所リハビリテーション ・訪問看護 等	指定事業者のサービス	指定以外（委託・補助）のサービス	指定以外（委託・補助）のサービス、一般介護予防事業
ケアマネジメントの特徴	アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。定期的にモニタリングを行う。	介護予防支援と同様に原則的なマネジメントを行う	簡略化した介護予防ケアマネジメント	初回のみ介護予防ケアマネジメント
プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■アセスメント</li> <li>→ケアプラン原案作成</li> <li>→サービス担当者会議</li> <li>→利用者への説明・同意</li> <li>→ケアプランの確定・交付（利用者・提供者）</li> <li>■モニタリング（3か月ごと）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■アセスメント</li> <li>→ケアプラン原案作成</li> <li>→サービス担当者会議</li> <li>→利用者への説明・同意</li> <li>→ケアプランの確定・交付（利用者・提供者）</li> <li>■モニタリング（原則3か月ごと）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■アセスメント</li> <li>→ケアプラン原案作成（→サービス担当者会議）★省略可</li> <li>→利用者への説明・同意</li> <li>→ケアプランの確定・交付（利用者・提供者）</li> <li>■モニタリングは適宜</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■アセスメント</li> <li>→ケアマネジメント結果案作成</li> <li>→利用者への説明・同意</li> <li>→利用するサービス提供者等への説明・送付</li> </ul>

# 介護予防ケアマネジメントの内容（様式例）

様式6

## 介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）

※ ケアマネジメント結果等記録表として使用する際は、網掛け部分の記載は省略可能

No. \_\_\_\_\_

利用者名 \_\_\_\_\_ 氏 認定年月日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

初回・紹介・継続   
  認定済・申請中   
  要支援1・要支援2   
  地域支援事業

計画作成者氏名 \_\_\_\_\_ 委託の場合：計画作成者事業者・事業所名及び所在地（連絡先） \_\_\_\_\_

計画作成（変更）日 年 月 日（初回作成日 年 月 日） 担当地域包括支援センター： \_\_\_\_\_

目標とする生活 \_\_\_\_\_

1日 \_\_\_\_\_ 1年 \_\_\_\_\_

アセスメント領域と現在の状況	本人・家族の意欲・意向	領域における課題（背景・原因）	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての意向 本人・家族	目標	支援計画					
							目標についての支援のポイント	本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス（居宅サービス）	介護保険サービス又は地域支援事業（総合事業のサービス）	サービス種別	事業所（利用先）	期間
(運動・移動について)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					( )					
(日常生活(家庭生活)について)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					( )					
(社会参加、対人関係・コミュニケーションについて)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					( )					
(健康管理について)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					( )					

健康状態について 主治医意見書、健診結果、観察結果等を踏まえた留意点 \_\_\_\_\_

【本来行うべき支援が実施できない場合】  
 適切な支援の実施に向けた方針 \_\_\_\_\_

総合的な方針：生活不活発病の改善予防のポイント \_\_\_\_\_

基本チェックリストの(該当した項目数)／(質問項目数)を記入して下さい  
 地域支援事業の場合は必要な事業プログラムの枠内の数字に○印をつけて下さい

	運動不足	栄養改善	口腔内ケア	閉じこもり予防	物忘れ予防	うつ予防
予防給付または地域支援事業	／5	／2	／3	／2	／3	／5

地域包括支援センター \_\_\_\_\_

【意見】 \_\_\_\_\_

【確認印】 \_\_\_\_\_

計画に関する同意  
 上記計画について、同意いたします。

平成 年 月 日 \_\_\_\_\_ 28 印

## 介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方

- 目的は「要介護状態になることをできる限り防ぐ」「状態がそれ以上に悪化しないようにすること」。
- 「心身機能」だけでなく、「活動」「参加」の視点を踏まえる。本人の趣味、社会活動、生活歴等から、「～したい」「～できるようになりたい」という目標が持てるように支援する。
- 保険給付・サービス事業だけでなく、一般介護予防事業、任意事業、住民主体の通いの場、民間サービス等も可能な限り把握し、活用していくことが重要。

# 支給限度額とケアマネジメント費

- 指定事業者のサービスを利用する場合は給付管理を実施。
- 要支援者が新しい総合事業を利用する場合、予防給付の利用限度額の範囲内で給付と新しい総合事業を一体的に給付管理を行う。

	支給限度額	対象サービス	サービス内容	ケアマネジメント費
事業対象者	5,003単位	総合事業のうち、指定事業者によるサービス	総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント費
要支援1	5,003単位	①予防給付のサービス ②総合事業のうち、指定事業者によるサービス	予防給付のみ	介護予防支援費
			予防給付＋総合事業	介護予防支援費
			総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント費
要支援2	10,473単位	①予防給付のサービス ②総合事業のうち、指定事業者によるサービス	予防給付のみ	介護予防支援費
			予防給付＋総合事業	介護予防支援費
			総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント費

# サービスの種別検討チェックシート

確認事項		チェック	サービス
1	身体介護（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りを含む）が必要である	<input type="checkbox"/>	現行相当サービス（専門的なサービス）
2	身体状況に波がある、不安定である（退院直後、神経難病など進行性の疾患、がん末期など）	<input type="checkbox"/>	
3	医学的管理、医療処置が必要である（透析、酸素療法、ストーマ、インスリン注射、外傷、皮膚疾患、がんのペインコントロールなど）	<input type="checkbox"/>	
4	もの忘れがある（本人、家族が気づき始める程度）	<input type="checkbox"/>	
5	精神・障害がある（認定調査 4群のいずれかが「ある」又は「ときどきある」、その他抑うつ、暴言、強い不安・焦燥、幻視幻聴などがある など）	<input type="checkbox"/>	
6	運動機能低下、低栄養、口腔機能低下があり、リハビリや指導等の介入によって改善が期待できる	<input type="checkbox"/>	
7	年齢到達により障がい福祉サービスから介護保険制度のサービスへ移行する、又は障がい福祉サービスと介護保険制度のサービスの併用が必要である	<input type="checkbox"/>	
8	措置対応の必要性が想定される（虐待、セルフネグレクト、住居環境の問題、多問題家庭など）	<input type="checkbox"/>	
9	定期的に短期入所を利用している	<input type="checkbox"/>	
10	専門的なサービスは必要としないが、生活支援が必要であり、定期的な訪問又は通所利用によりADLの維持向上が期待できる	<input type="checkbox"/>	緩和した基準によるサービス
11	要介護認定の結果「非該当」で、その後基本チェックリストにて「事業対象者」と確認された	<input type="checkbox"/>	

# 現行相当のサービスと緩和した基準によるサービスの検討・選択

- サービスの種別検討チェックシートで1～9いずれかに該当した人については現行相当のサービスを選択可。
- 10・11いずれかに該当した人は原則として緩和した基準によるサービスを選択。
- 判断に迷う場合や、緩和した基準によるサービス利用が適当と判断された人がやむをえない事情（立地、送迎の問題 等）により現行相当のサービスを利用する場合は事前に保険者（東温市長寿介護課）に相談を。



# 介護予防ケアマネジメントにおける地域包括支援センターの役割

介護予防ケアマネジメントは基本的には地域包括支援センターが担当する。対象者から担当事業所の希望があった場合などは、居宅介護支援事業所に委託できる。

下記1～3に該当する場合は、初めてのサービス担当者会議には地域包括支援センター職員が参加し、適切なサービス計画となるよう助言等を行う。

1. 要介護認定で「非該当」となり、基本チェックリストにて「事業対象者」と確認された人
2. 「要支援1・要支援2」から更新等により「事業対象者」となった人
3. 初めて「介護予防ケアマネジメントA」の対象となった人（初回加算算定対象となる人）

### 3 事業者指定基準等について

# 指定申請について

＜平成29年度から総合事業のサービス提供を行うための指定申請＞

事業者の区分	介護予防訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスを実施する事業者の指定	訪問型サービスA・通所型サービスAを実施する事業者の指定
平成27年3月までに予防の指定を受けている	みなし指定あり (指定申請不要)	<b>指定申請必要</b>
平成27年4月以降に予防の指定を受けている	<b>指定申請必要</b>	<b>指定申請必要</b>
予防の指定を受けていない	<b>指定申請必要</b>	<b>指定申請必要</b>

# 総合事業のみなし指定

- みなし指定は、平成30年3月末まで、その期間中全市町村に効力が及ぶ（市町村による審査は不要）。
- みなし指定を受けた全事業者について、平成30年4月以降も事業を継続する場合には、市町村へ総合事業の**指定更新**をする必要がある。
- 事業所所在市町村以外の市町村の利用者がいる場合は、当該市町村への手続きも行う（必要書類等は当該市町村へ確認する）。
- 指定更新後は、指定を受けた市町村域の範囲で効力が及ぶ。

# 総合事業の事業者指定

- ・ **平成27年4月1日以降**に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けた事業者は、平成29年4月1日以降に総合事業の介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスを実施するためには、**指定申請が必要**です。
- ・ 訪問型サービスA、通所型サービスAを実施する場合は、**指定申請が必要**です。

※いずれも、6年毎に指定の更新が必要です。

# 指定スケジュール

東温市の第1号事業者指定申請は随時受付します。

## (1) 指定申請

- ・ 指定にあたっては、事業開始日の2ヶ月以上前から指定申請に向けた協議を行うことができる。
- ・ 協議を希望の場合は、申請書提出の前に**電話連絡**すること。  
※書類に不備があり、その補正が完了しないものについては、受理できない。補正が完了した指定申請書は、事業開始日の1か月前までに提出が必要。

## (2) 指定までの流れ

1. 協議
2. 指定申請書の提出
3. 審査
4. 指定（指定日は毎月1日とする。）

# 指定の有効期間及び更新①

介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスAは、既に指定を受けている同種のサービスと一体的に事業を実施する（同一法人が同一建物内において一体的に運営している）場合に限り、**指定有効期間を短縮し、一体的に事業を実施する同種の指定済みサービスと同時に指定更新手続きを行うことができます。**

## 有効期間を短縮する場合のメリット、デメリット

### 【メリット】

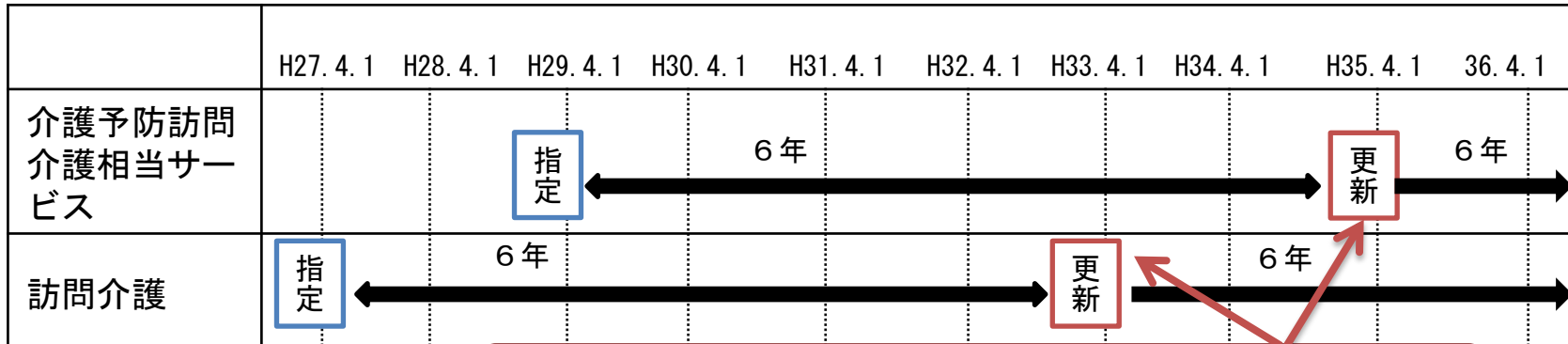
- ①指定更新の手続きの回数を削減できる
- ②同時に更新するサービスについては、申請書類の一部を省略できる

### 【デメリット】

有効期間満了前に更新の手続きを行う必要がある（有効期間が短くなる）

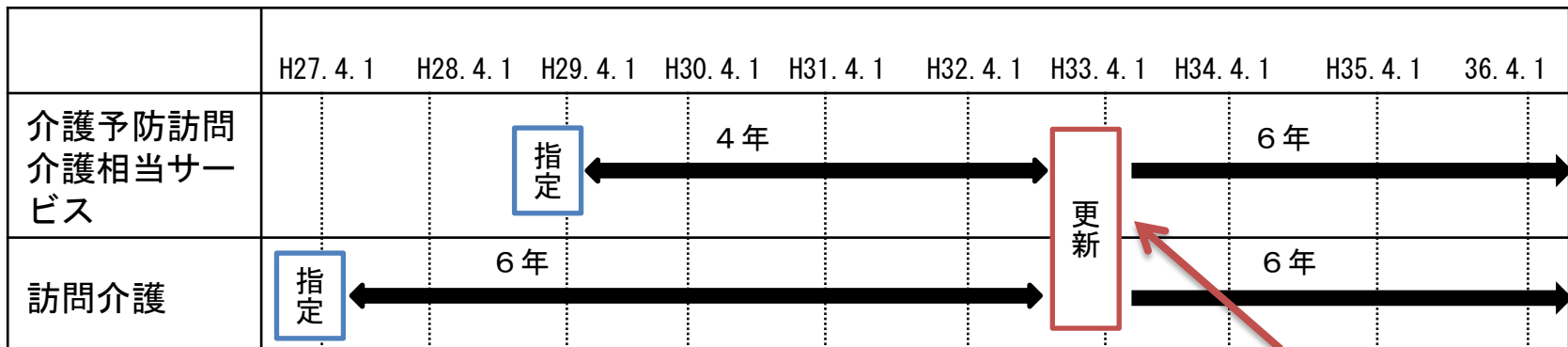
# 指定の有効期間及び更新②

## 【例 1】 総合事業の有効期間を短縮しない場合



サービスごとに更新手続が必要

## 【例 2】 総合事業の有効期間を短縮する場合



2つのサービスの更新手続が1度で完了



# 介護予防の指定更新

- ・ 介護予防訪問介護、介護予防通所介護について、平成30年3月31日より前に有効期間が満了した場合、その有効期間満了日までに更新申請をしないと、総合事業の対象とならない要支援者に対し、サービスを提供できなくなるため、更新手続きが必要。

# 加算の体制届

○届出が必要な加算を取得する場合は体制届を提出してください。

- 提出期限：算定日の1か月前の15日  
※介護職員処遇改善加算については、算定月の2か月前の前日（同日が土曜日、日曜日、祝日の場合はその直前の営業日）
- 届出が必要な加算（減算）  
（介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等一覧表のとおり）

# 変更届

- 変更届は、原則変更があった日から10日以内に指定権者へ提出してください。
- 平成30年4月以降は当該事業所のサービスを利用する要支援者等に他市町の被保険者がいる場合には、他市町にも指定申請を行うため、指定後は他市町へも変更届を提出してください。

サービス種類	平成29年度	平成30年度
総合事業	東温市	東温市
予防給付	愛媛県	愛媛県※
介護給付	愛媛県	愛媛県

※予防給付の訪問・通所の指定は平成29年度で終了するため、変更届の提出は平成30年度以降は不要となります。

# 定款等の変更内容について

【平成29年4月1日に変更が生じる事項】

- ①定款（事業所によって変更の必要性があるか確認してください）
- ②運営規程
- ③契約書・重要事項説明書

＜定款＞

- ・事業名は、**介護保険法で使用されている用語**にて変更・記載してください。
- ・定款変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へその変更についてご相談ください。

＜重要事項説明書・運営規程＞ ※変更例を別紙参照

- ・利用するサービスにより、**料金表の変更**が必要です。
- ・運営規程は、現行のものと総合事業用のものをそれぞれ作成しても、現行の運営規程に総合事業の内容を追加して一体的に作成にしても差し支えありません。
- ・**利用者の介護認定更新のタイミングで、総合事業の記載がある契約書及び重要事項説明書を交わしてください。**

## 4 国保連合会の審査支払いと 請求方法について

# 総合事業を開始するための手続き①

○総合事業を開始するための手続きは、開始するサービスによって異なります。確認の上、適切に手続きを行ってください。

介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス

(1) みなし指定を受けている ⇒ 指定更新は不要

介護予防訪問介護相当サービス = サービスコード : A 1

介護予防通所介護相当サービス = サービスコード : A 5

変更届は平成29年4月10日まで

(2) みなし指定を受けていない ⇒ 指定申請が必要

介護予防訪問介護相当サービス = サービスコード : A 2

介護予防通所介護相当サービス = サービスコード : A 6

## 総合事業を開始するための手続き②

訪問型サービスA、通所型サービスA

(3) 実施を希望する全ての事業所 ⇒ 指定申請が必要

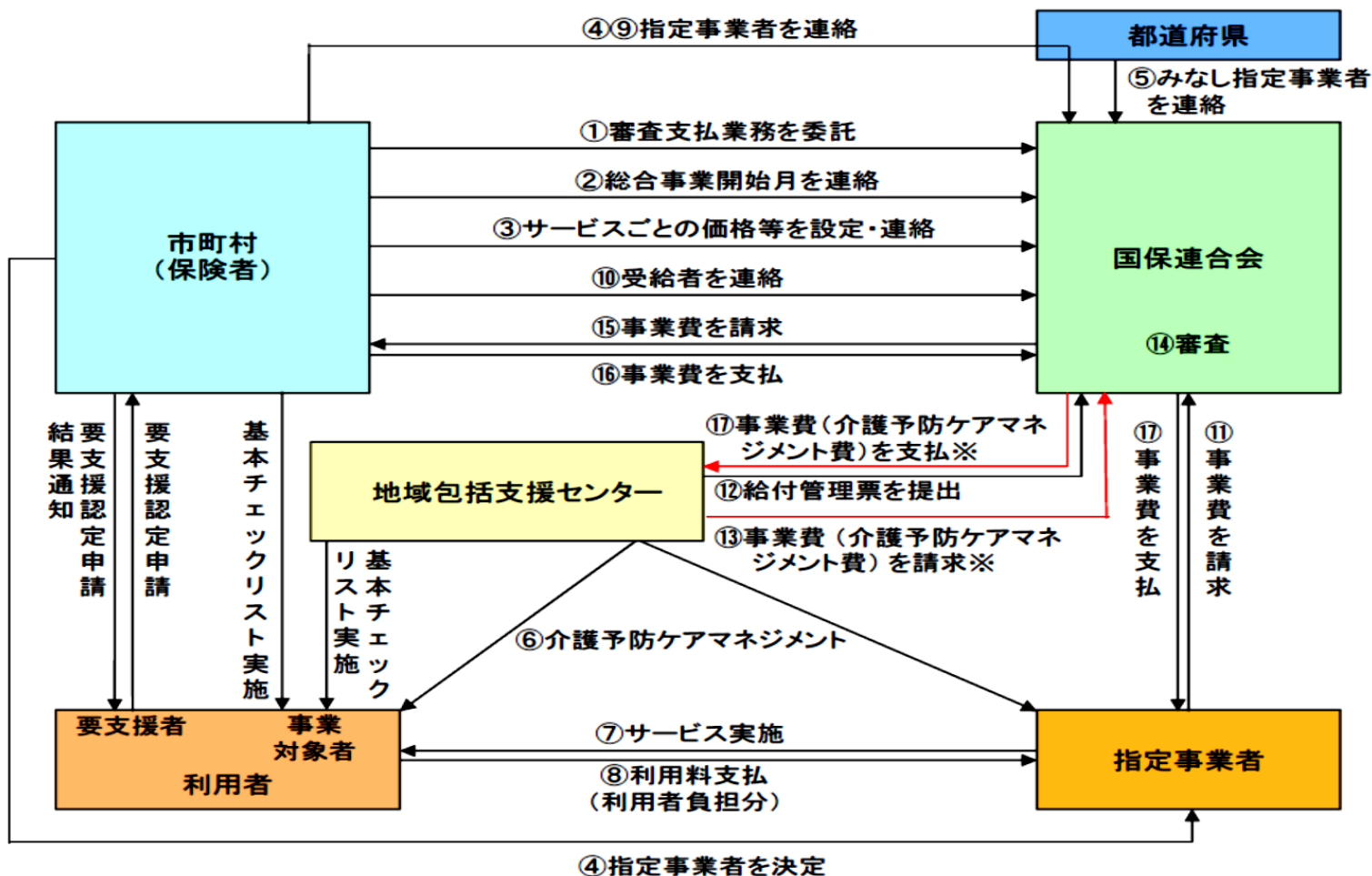
みなし指定の有無に関わらず事業の実施を希望  
する事業所は指定申請が必要

訪問型サービスA	=	サービスコード：A2（2パターン目）
通所型サービスA	=	サービスコード：A6（2パターン目）

※ 東温市版介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタ  
(CSVファイル) を市ホームページに掲載する予定です。

# 事業費の請求・支払事務処理の流れ①

(1) 利用者が事業のみを利用する場合

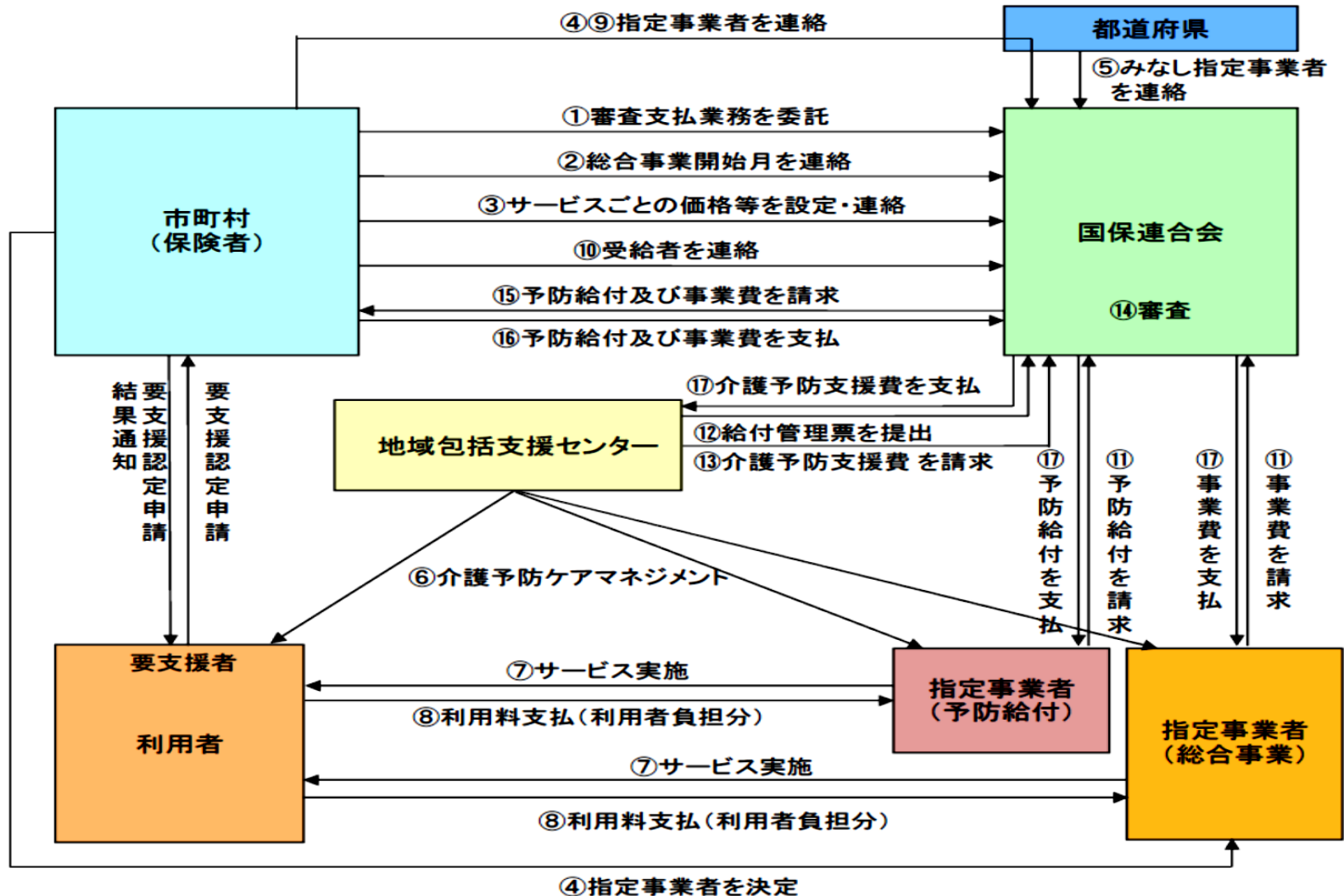


※⑬、⑰の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は、要支援者は平成27年4月サービス分より、また事業対象者は平成29年4月サービス分より国保連合会を経由した支払が可能である。  
 なお、国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。



# 事業費の請求・支払事務処理の流れ②

(2) 利用者が予防給付と事業を利用する場合



# 高額介護サービス費相当事業等

総合事業においても「高額介護サービス費相当事業」と「高額医療合算介護サービス費相当事業」を実施する。

※サービス利用者負担が高額になり、限度額（所得区分によって決まる）を超えたときに、超えた分を給付する事業

# 住所地特例

住民票のある市町村が保険者となるのが原則であるが、施設に入所し住民票を異動した場合には、異動前の市町村が引き続き保険者となる。

## 【住所地特例対象施設】

- 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）
- 特定施設（有料老人ホーム、軽費老人ホーム）

※有料老人ホームに該当する（食事や介護を提供している）サービス付き高齢者向け住宅については、平成27年4月1日以降に入居した人は住所地特例の対象。

- 養護老人ホーム

# 住所地特例者に対する予防給付と総合事業

- 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは施設所在地市町村が指定した地域包括支援センターが行う。
- 施設所在地市町村の総合事業が利用できる。
- 要支援認定、被保険者証の発行、サービス利用にかかる保険者負担は、保険者市町村（入所前の住所地）が行う。

## 【要 綱】

○東温市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

○東温市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定等に関する要綱

○東温市第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱

これらの要綱は、市ホームページに掲載する予定です。